

第 3 4 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、文化庁からの確認事項の見出し及び第三専門調査会の開催日を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①及び②について

- (1) 平成31年 2月20日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

2019.2.1

市長が文化庁を訪問したさいの復命書

- (2) 実施機関は、本件公開請求①に対して、特定すべき文書が複数存在し、それらを所管する部署が異なっていることから、所管ごとに処分を行うこととし、同年 3月14日、「復命書（2月 1日分）」（以下「本件行政文書①」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）をしたほか、同年 3月18日、「復命書（平成31年 2月 1日に名古屋城の件で文化庁を訪問した際のもの）」（以下「本件行政文書②」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、それぞれその旨を審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、同年 3月18日に本件処分①を、同年 3月20日に本件処分②を不服として、名古屋市長に対してそれぞれ審査請求を行った。

2 審査請求③について

- (1) 令和元年 6月 5日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

名古屋城天守閣に関する文化庁への名古屋市職員の復命書（5/29）

- (2) 同年 6月14日、実施機関は、本件公開請求②に対して、「復命書（令和元年 5月29日分）」（以下「本件行政文書③」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 6月19日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求④について

- (1) 令和元年 5月10日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

2019. 4. 25 名古屋城現天守解体の申請に伴う市長の随行員が文化庁とやりとりした記録（復命書も含む）（観光文化交流局）

- (2) 同年 6月18日、実施機関は、本件公開請求③に対して、「復命書（平成31年 4月25日分）」（以下「本件行政文書④」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 6月19日、審査請求人は、本件処分④を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

4 審査請求⑤について

- (1) 令和元年 5月10日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

2019. 4. 25に名古屋城天守解体の申請に伴う市長の随行員が文化庁とやりとりした記録（復命書も含む）（市長室）

(2) 同年 6月18日、実施機関は、本件公開請求④に対して、「復命書（平成31年 4月25日分）」（以下「本件行政文書⑤」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分⑤」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 6月19日、審査請求人は、本件処分⑤を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書①及び②の内容は、当該情報が公開されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第 7条第 1項第 4号に該当する。

(2) 本件行政文書③、④及び⑤の非公開箇所には、名古屋城天守閣木造復元事業（以下「本件事業」という。）に関する文化庁職員と名古屋市（以下「本市」という。）職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。

当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。

また、本市による意思決定においては、文化庁との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、中間的な議論・検討の段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。

したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第 7条第 1項第 4号に該当する。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書及び追加弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件事業について

ア 本件事業は、名古屋城天守閣を木造復元に意義があること及び観光資源としても有用であることなどから、賛成する者がいる反面、現天守閣が、観光・地域振興のシンボル性を有していること、博物館相当施設として市民生活に寄与していることなどから、本件事業の実施自体に反対する者もいるなど、市民から非常に高い関心を向けられている。

また、本件事業の実施に当たっては、老朽化、耐震性の確保などの諸問題を解決し、「史実に忠実な復元」を目指すものであるが、真実性の高い復元を行うため、移動困難な方への対応や、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点における検討など、「バリアフリー」についても解決すべき課題を抱えている。

以上のとおり、本件事業は、市民からの高い関心の下、種々の問題を解決して進めていかなければならない高度な政治的判断を伴う事業である。

イ 本件事業は、現存する多くの史資料（歴史の考察に用いられる各種資料をいう。以下同じ。）を参考として、戦災による焼失前の木造天守閣を復元するものである。復元に際しては、本市は、実施主体として、史資料を十分に調査・研究した上で、文化財保護への知見が豊富な有識者の意見を踏まえ、史実に忠実な設計内容とすることが求められる。

また、木造天守閣の施工においては、名古屋城跡が「特別史跡」に指定されており、高い学術的価値を持つとされていることから、特別史跡名古屋城跡を構成する、天守台石垣及び内堀の地下に遺存する埋蔵文化財等の遺構に影響を与えないよう、高度な技術を要する施工方法とすることが求められる。

以上のとおり、本件事業は、設計及び施工において文化財保護への専門的な知見と高度な技術が求められる事業である。

(2) 本件事業における文化庁との意見交換（以下「本件意見交換」という。）について

ア 名古屋城跡は、文化財保護法（昭和25年法律第 214号）第 125条第 1 項の規定により、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには、文化庁長官による許可（以下「現状変更許可」という。）を受けなければならないものとされている。現状変更許可に係る手続に関しては、以下のような運用がなされている。

(ア) 事業の主体である本市から文化庁へ本件事業に係る本市の考え方や、仕様・手法を示した「基本計画書」を提出する。

- (イ) 文化庁がその内容を史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱に関する専門委員会（以下「復元検討委員会」という。）の審議にかける。
- (ロ) 復元検討委員会による審議が熟すれば、本市は文化庁へ「現状変更許可申請書」を提出する。
- (ハ) 文化庁長官が文化審議会（文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、文化及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べる審議会をいう。以下同じ。）に対し、現状変更の許可について諮問する。その際、復元検討委員会は、文化審議会に対し、同審議会における審議の内容を報告する。
- (ニ) 文化審議会は、復元検討委員会の報告を踏まえた上で、許可の適否について文化庁長官に答申をする。
- (ホ) 文化庁長官が本市に対し、現状変更許可を発する。
- イ 「基本計画書」及び「現状変更許可申請書」は、本市が作成し、文化庁に提出する文書であるが、それぞれ復元検討委員会又は文化審議会の開催時期に間に合うよう同文書を作成しなければならない。提出する文書の内容に不足があり、審議が想定通りに進まなかった場合には、事業自体のスケジュールが遅延するおそれがあるため、現状変更許可の申請に当たっては、事前に文化庁との審議の際に肝要となる点等について意見交換をし、過不足のないものを作成する必要があるものである。
- したがって、現状変更許可を受けることが必要な本件事業の実施に当たっては、本件意見交換が必要不可欠である。
- ウ 本件事業は、上記(1) イのとおり、その実施に当たって、木造復元天守閣のみならず、天守台石垣や埋蔵文化財等に関しても文化財保護への専門的な知見が求められるものである。これは、城郭がそれぞれ個別の特徴を持っており、他の城郭の例と同様の検討や手続を行うことで足りるものではなく、想定し得ない問題や検討事項が存在している可能性を考慮する必要があることによる。

そこで、我が国の文化財保護行政を担っており、数多くの文化財復元事業等を実施している文化庁の職員との本件意見交換を通して、本市が想定し得ない問題や検討事項を提示してもらうことで、本件事業の実施に当たって求められる文化財保護への専門的な知見を得ている。

したがって、本件事業には、文化財保護への専門的な知見が求められているため、文化財保護行政を所管する専門家としての文化庁との意見交換が必要不可欠なものである。

エ 現状変更許可に係る申請に向けては、許可権限を有する文化庁長官が在籍し、我が国の文化財保護行政を担う文化庁において、同庁に所属する職員との意見交換を実施することが一番直截的であるため、文化庁に本市職員が赴き、本件意見交換を通じて、現状変更許可に要する書類の適切な作成と本市における文化財保護への理解の向上を進めている。そして、職員同士による意見交換は、多様かつ自由な意見が現れ、円滑な議論・検討が行われるよう、非公開を前提として実施されている。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 4 号について

ア 本件事業における本件意見交換の場は、関係者がそれぞれ文化庁の職員、本市の職員という特定の立場を有しているところ、本件事業は、上記 (1) アで述べたとおり、本件事業の実施自体に賛否両論あるなど、市民から非常に高い関心を向けられている。

それゆえ、当該意見交換における関係者の意見や具体的な発言については、ある意見を述べたために、それとは反対の意見を持つ者から、いわれなき非難を浴びたり、あるいは、参考意見にすぎないのに種々の誤解が生ずることが予測される。そうすると、現に非難や誤解があったか否かにかかわらず、当該意見交換における関係者が、このような非難や誤解を恐れたり、各々の立場に拘束されたりするなどして、率直な意見を述べなくなるおそれがある。

また、当該意見交換は、多様かつ自由な意見が現れ、円滑な議論・検討が行われる必要があるため、非公開を前提として実施されている。このような非公開の場では、公開しない前提での意見が含まれているところ、本市がそのような情報を無条件に公開すると、文化庁との信頼関係を損なうこととなり、また、将来行われるであろう同様の意見交換においては、公開されることを前提とした硬直的かつ形式的な議論しか展開されないなどの事態が予測される。

したがって、非公開とした情報が公開されると、議論・検討の意見交

換に加わる文化庁と本市の職員が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれ、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

イ 上記(1) ア及びイで述べたような、複雑な背景事情の下で本件事業を進めていくには、様々な事情を総合的に考慮した上での政治的判断及び文化庁の専門的な知見が必要不可欠であり、外部から一部の特定の事情に基づく圧力や干渉等の影響を受け、意思決定の過程が歪められることがないようにする必要がある。すなわち、本市において適切な意思決定を行うためには、意見の中立性を確保する要請が高いものであり、上記アで述べたように円滑な議論・検討が損なわれる事態になると、意思決定に必要な意見の交換ができなくなるおそれがある。

したがって、非公開とした情報が公開されると、確定していない中間的な議論・検討の段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれ、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。

なお、本号と同様の建付けとなっている埼玉県情報公開条例第10条第4号に該当するかが争われ、本件と同様に、高度な政治的判断が求められることを理由に意見の中立性を確保することから、同号の非公開情報に該当するとされた判決がある（さいたま地裁平成27年 4月22日判決）。

(4) 条例第 7条第 1項第 5号の追加主張について

ア 本件各処分において、非公開理由として明記していないが、処分内容を改めて見直したところ、本号を追加主張する。

イ 本件行政文書①から⑤（以下「本件各行政文書」という。）には、本件事業に関し、文化庁職員と本市職員との間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、本件意見交換は、上記(2) エのとおり、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。

当該情報が公開されると、市民等から本市や文化庁等に問合せ及び苦情等が寄せられ、その対応や、対応をめぐっての調整等に追われるとともに、非公開であることを前提とした場での率直な意見交換の内容を公

開することで、本市と文化庁等との間の信頼関係が損なわれ、本件事業の円滑な進行・調整が阻害される結果、本件事業の実現そのものに支障が生じるおそれがある。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

(1) 審査請求①及び②について

本件処分①及び②の取り消しを求める。

(2) 審査請求③、④及び⑤について

本件処分③、④及び⑤のうち非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 公開されたとしても、名古屋市及び国の率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがない。

(2) 名古屋市の他の事業では、賛否があるものであっても、情報が公開されている。本件事業に対する反対論争が起きないようにという意図で、情報が隠されているように思う。

(3) 本件事業は、国からの許可が下りていないが、情報が公開されないと、市民は、許可が下りていない理由が分からない。

(4) 名古屋市は、木造化ができないのに、約80億円で木材を購入しており、その保管に年間 1億円がかかっている。情報を率直に出すことによって、名古屋市の損害は減ると思う。

(5) 名古屋市の他の事業では、途中段階であっても、情報が公開されている。市民の税金が使われているにも関わらず、情報が公開されないと、市民は事業の是非の判断ができない。

(6) 途中段階の情報が公開されることにより、市民の意見がしっかりと熟成される。情報が公開されたことにより、市民の意見が分かれるのは当然の

ことであり、それが市政である。

(7) 本件事業は、原則公開であると考えている。

(8) 実施機関は、情報を公にすると、問い合わせ等が増えると主張しているが、当たり前のことである。これらの支障は、むしろ本件事業の公正又は適正な遂行に資するものである。

(9) 問い合わせや苦情が多いのは、本件事業自体に無理があるためである。無茶な事業であるため、市民の怒りがある。

第 6 審査会の判断

1 争点

(1) 本件各行政文書に記載された本件意見交換の内容の一部（以下「本件情報①」という。）、本件行政文書③中の本件意見交換において文化庁が配布した文書（以下「本件添付文書」という。）に含まれた確認事項の見出し（以下「本件情報②」という。）及びその内容（以下「本件情報③」という。）が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。

(2) 本件情報①、②及び③が、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 公開しない理由の追加について

実施機関は、本件事案の審議中に、公開しない理由の追加を行ったが、当審査会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては次のとおり判断する。

条例が公開しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、公開しない理由を処分の手方に知らせ

ることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。公開しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審議の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、公開しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審査会において、新たに追加された公開しない理由について審議することができないとすると、当審査会より答申を受けた実施機関が、その新たな公開しない理由により、再び一部公開決定を行う可能性も否定できず、本件各審査請求に対する迅速な審理を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は、追加した公開しない理由を記載した追加弁明書等を当審査会に提出し、当審査会は、審査請求人に対して、当該追加弁明書等の写しを送付するとともに、それに対する反論の機会をも与えた。

以上のことから、当審査会としては、追加された公開しない理由も含めて、本件事案の審議を行ったものである。

4 本件各行政文書について

- (1) 本件事業については、実施機関が上記第 4 2(1) で述べるとおり、特別史跡である名古屋城の天守閣を木造復元する事業であり、市民からの高い関心が寄せられる中で、高度な政治的判断が求められるものであると認められる。

また、事業の実施にあたっては、文化財保護への専門的な知見及び高度な技術が求められるものであるとも認められる。

- (2) 本件各行政文書は、本件事業の解体許可申請に係る意見交換のため、本市職員が文化庁に出張した際の報告書であり、出張の日時、場所、参加者及び意見交換の内容が記載されている。

本件各行政文書に記載されている意見交換の内容は多岐にわたるが、本件情報①は本件事業に関する名古屋市長の個人的な意見や憶測に基づくと思われる発言を要約した部分、文化庁職員の個人的な意見や仮定を前提とした発言を要約した部分及びそれらを概要的にまとめて要約した部分である。

- (3) 当審査会の調査によれば、本件意見交換は、上記第 4 2(2) エのとおり、非公開を前提として実施されており、関係者の率直な意見交換を行うための打合せであったことが認められる。

(4) また、本件行政文書③には、本件添付文書を含んでおり、本件情報②及び本件情報③が記載されている。本件情報②は確認事項の見出しであり、包括的な表現にとどまっているが、本件情報③は確認事項の内容が、詳細かつ具体的に記載されていることが認められる。

(5) なお、本件各行政文書と同一の文書が、令和元年 6月26日に、名古屋市議会に、経済水道委員会の資料（以下「本件委員会資料」という。）として提出されており、当該資料は名古屋市市民情報センターにおいて公表されている。

(6) 当審査会が本件委員会資料を見分したところ、本件情報①及び③は、本件各処分と同様に非公開となっているが、本件情報②は、公開されている。

5 条例第 7条第 1項第 5号の該当性について

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①から③は、上記 4のとおり、本市が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報①から③を公開すると、本件事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 本件情報②について

(ア) 本件情報②は、実施機関が上記第 4 2(4) イで主張するとおり、中間的な議論・検討に関するものであることが認められる。しかしながら、上記 4(4) のとおり、その内容は通常想定されうるものを包括的に表現しているに過ぎない。

(イ) したがって、本件情報②を公開した場合に、上記第 4 2(2) イ及びウで実施機関が主張するような、本市と文化庁との率直な意見交換が妨げられ、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある、とまでは認められない。

(ウ) また、実施機関も本件処分③後ではあるが、本件委員会資料において本件情報②を公開しており、実際に特段の支障が生じたとも認められない。

イ 本件情報①及び③について

(ア) 上記 4(1) のとおり、本件事業は、市民から高い関心が向けられており、本件情報①及び③を公にすれば、本件意見交換の関係者がいわれなき非難を浴びることや誤解されるおそれがあることは想定される。

(イ) また、公開を予定していない場での発言等を公にすることにより、本市と文化庁との信頼関係が損なわれる可能性は否定できない。

(ウ) その結果、今後行われるであろう同種の意見交換において、公開されることを前提とした硬直かつ形式的な意見しか得られず、本市と文化庁との率直な意見交換の妨げとなることが予想される。

(エ) したがって、上記第 4 2(2) イ及びウで実施機関が主張するとおり、本件事業の実現のためには、文化庁との調整が必要であるところ、本市と文化庁との率直な意見交換が妨げられることにより、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張は、不合理であるとまでは認められない。

(オ) しかしながら、本件情報①のうち本件行政文書③に記載されている第三専門調査会の開催日（以下「調査会開催日」という。）については、その日程が本件公開請求③より以前のものであり、公にしたとしても、過去に当該日程で会議が開催された事実が明らかになるのみであり、今後の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(6) 以上のことから、本件情報①のうち調査会開催日及び本件情報②は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとは認められないが、調査会開催日を除く本件情報①及び③は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

6 条例第 7 条第 1 項第 4 号の該当性について

調査会開催日を除く本件情報①及び③については、上記 5 のとおり、条例

第 7 条第 1 項第 5 号に該当し非公開とすることが妥当であると認められることから、重ねて判断せず、本件情報①のうち調査会開催日及び本件情報②の本号該当性についてのみ検討する。

(1) 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお率直な意見の交換が妨げられ、意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 調査会開催日及び本件情報②は、本件事業及び本件行政文書の性質から、本市における審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

(3) しかしながら、調査会開催日は、上記 5(3) イ(ウ) のとおり、過去に当該調査会が開催された事実を示すのみであり、公にすることにより、率直な意見の交換が妨げられ、意思決定等に不当な支障が生ずるとまでは認められない。

(4) また、本件情報②は、上記 5(3) ア(ウ) のとおり、本件処分③後ではあるが、公開され、その結果において、特段の支障が生じたとは認められない。

(5) 以上のことから、本件情報①のうち調査会開催日及び本件情報②は条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するとは認められない。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5 及び 6 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①、②、④及び⑤の審査請求人あて通知までの経過

ア 審査請求①について

年 月 日	内 容
-------	-----

平成31年 3月29日	諮問書の受理
令和元年 7月 1日	弁明書の受理
7月10日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

イ 審査請求②について

年 月 日	内 容
令和元年 5月 7日	諮問書の受理
7月 1日	弁明書の受理
8月 5日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

ウ 審査請求④について

年 月 日	内 容
令和元年 7月16日	諮問書の受理
8月22日	弁明書の受理
9月13日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

エ 審査請求⑤について

年 月 日	内 容
令和元年 7月 5日	諮問書の受理
8月23日	弁明書の受理
9月 5日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(2) 審査請求①、②、④及び⑤の追加弁明書の受理からの経過

ア 審査請求①及び②について

年 月 日	内 容
-------	-----

令和 2年 7月 3日	追加弁明書の受理
7月31日	審査請求人に、追加弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

イ 審査請求④及び⑤について

年 月 日	内 容
令和 2年 7月 3日	追加弁明書の受理
8月 5日	審査請求人に、追加弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(3) 審査請求③について

年 月 日	内 容
令和元年 7月10日	諮問書の受理
令和 2年 7月 2日	弁明書の受理
7月31日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年10月 1日 (第26回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第26回第 3小委員会)	調査審議
11月26日	審査請求①、②、④及び⑤に係る追加弁明書撤回及び追加弁明書（再提出）並びに審査請求③に係る弁明書撤回及び弁明書（再提出）の受理
12月 3日	審査請求人に、追加弁明書（再提出）及び弁明書（再提出）に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
12月 3日 (第28回第 3小委員会)	調査審議
12月24日 (第29回第 3小委員会)	弁明書（再提出）及び追加弁明書（再提出）に対する審査請求人の意見を聴取

同日 (第29回第 3小委員会)	調査審議
3月 1日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人